二、間伐の遅れについて

現在間伐が必要になっている森林は、ヘクタール当り三千本から四千本植栽されていますが、十一年生から三十五年生の間に三～五回の間伐を行ない最終的には一千本程度にしなければなりません。

一方、昭和五十五年から昭和六十年までに、本県で、間伐の対象となる森林は表1のようになります。

表1　これは十一年生から三十五年生までのスギ、ヒノキの山林を年度ごとに集計したもので、十一年生から三十五年生までに間伐を実施すると仮定しますと、一年に間伐を必要とする森林は昭和五十四年度で二万六千ヘクタールになります。昭和五十四年度は面積として八千四百六十ヘクタールが間伐されていますので、間伐の実施率は三二％ということになります。間伐が非常に遅れていることを指摘することができます。

三、間伐の遅れている原因

間伐は次のような原因により遅れていると考えられます。

㈠　農山村の過疎化が進み、林業労働力が減少し、老齢化している。

㈡　間伐材の搬出には道路が必要ですが、林道、作業道等の整備が遅れている。

㈢　外材との競合、代替品の進出等により、間伐材の利用が少なくなっている。

㈣　間伐材は小径木、曲り木が多く材価が安い。

㈤　間伐材の流通組織が整備されていないために、大量、安定取引きがなされていない。このために、前述の公益的機能の低下のほかに、「木の回りの成長がにぶくなり、一本あたりの材積が増えない」「細い木が増え、中には成長が止ったり、枯れるのも出てくる」「木の大きさがそろわず、形の悪い木が残る」「台風や雪や病虫害に弱い木となる」などの障害が表われ、経済林としての機能が低下し、県経済の上からも大きな損失と言わざるを得ません。

表1　間伐対象森林(すぎ、ひのき11年～35年)面積の推移

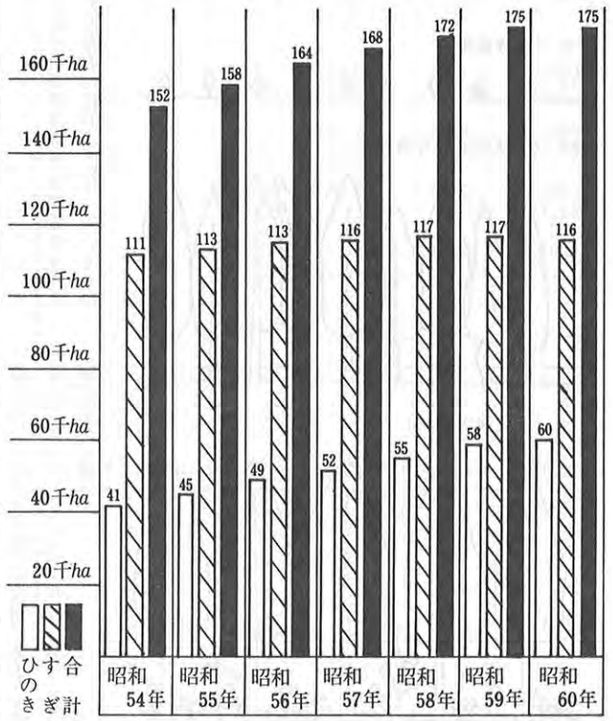

国産材の需要拡大について

一、間伐材の販路拡大

間伐対策の中で本県が特に重要だと考えているのは、間伐材の販路拡大です。大量の小径材を安定的に流通させるためには、木材消費の大宗を占める建築用途に向けざるを得ないと判断しております。そのため県内各地に小径材を専門的に能率的に処理できる製材工場を適正に整備することによって流通上の問題が、かなり緩和されるものと期待しております。

間伐小径材の用途としましては、図2のように建築用材を初め、土木用仮設材、農業園芸用、その他梱包、製函、チップ用など幅広く利用されておりますが、これらについても非木質の代替材や、外材との競合が行われており、今後間伐小径木の需要拡大をはかるためには、多くの制約の中で関係者があげて努力しなければならない課題であります。

さらに五十一年九月に行われた総理府の世論調査によりますと、仮りに住宅を建てるか、若しくは購入するとした場合どのようなものを選びますかとの設問に対し、木造住宅を希望するものが七五％と圧倒的に多く、木造住宅志向が非常に根強いことがわかります。

このことは、いうまでもなく、木造住宅が長い伝統の中で培われ、しかも、わが国の温暖多湿の気候風土に適し、居住性が他の材料より優れているなどの特性によるものといえましょう。

本県では、在来工法による木造住宅の工法等に検討を加え、本県の環境等に即した、より廉価で良質の木造住宅を開発し、県産材の消費拡大ならびに木材産業の振興を図るため、改良木造見本住宅の展示事業を行うことにしております。

二、木材の需給動向

本県における木材需要は、経済の発展に伴い、順調な拡大を続けてきましたが、五十五年に入りますと需要の大半を占める住宅着工の低迷から、一転して伸び悩みとなり、林業、ならびに木材産業界は大きな影響を受けております。

県内の木材需要量は、別表2のとおり四十八年の百七十八万八千㎥をピークにその後景気の低落によって五十年には、百四十七万七千㎥と減少しましたが、五十一年には住宅建設の促進等から百五十五万九千㎥までに回復し、五十二年になりますと景気の先行き不安感から住宅建

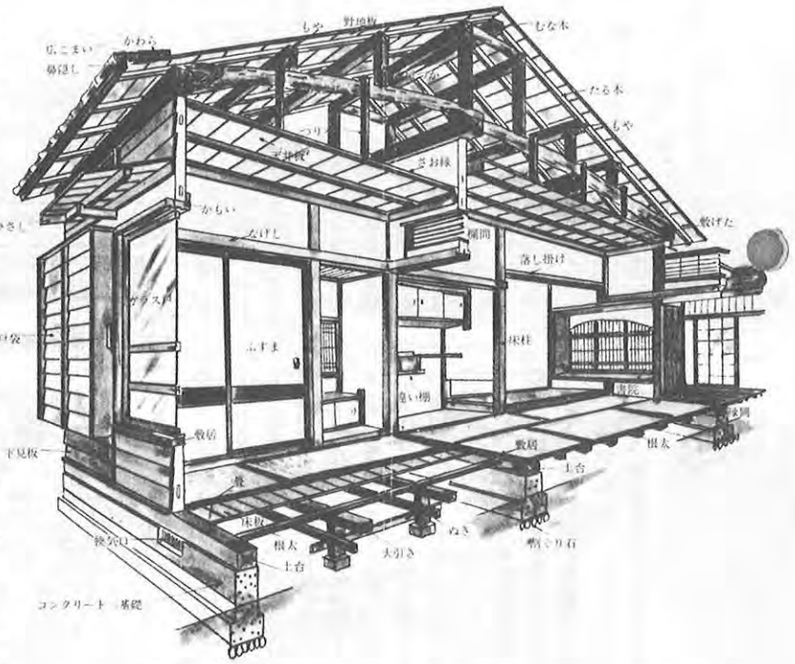

四、国、県の間伐に対する助成策について

前述のような悪条件の中で、間伐を推進するために、本県では、国の援助により、または県の単独の事業で、いろいろな補助制度及び融資の制度を設けています。（くわしいことは、最寄りの県事務所、林務観光課へお尋ねください。）

間伐の遅れている社会的、経済的背景には根深いものがあり、現在の補助、融資の制度を更に強化するため、国では、間伐に対する「総合的な助成制度」の実現を図るよう努力をはらっています。

本県は、全国でも有数の林業県であり、人工造林が多いため、毎年十一月を間伐月間として定め、間伐の重要性のPR、促進に努めております。

県民各層の間伐促進に対する御協力と御支援をお願いする次第です。